

○新宿区障害者施策推進協議会条例

平成11年3月24日

条例第11号

改正 平成13年7月10日条例第46号

平成15年6月19日条例第47号

平成16年10月14日条例第48号

平成17年6月20日条例第38号

平成23年6月17日条例第25号

平成23年10月13日条例第33号

平成24年3月22日条例第6号

(設置)

第1条 新宿区における障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、区長の附属機関として、新宿区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づく合議制の機関とする。

(平13条例46・平16条例48・平17条例38・平23条例33・平24条例6・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、新宿区における次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 協議会は、前項の事務をつかさどるほか、同項第2号及び第3号に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(平16条例48・平23条例33・平24条例6・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 区民 3人以内

- (3) 障害者団体の代表者 8人以内
- (4) 民生委員 2人以内
- (5) 関係行政機関の職員 3人以内
- (6) 新宿区社会福祉協議会の職員 1人
- (7) 区職員 6人以内

(平15条例47・平23条例25・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会に関する事務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月10日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成15年6月19日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月14日条例第48号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区障害者施策推進協議会条例第1条第2項の規定は、平成16年6月4日から適用する。

附 則(平成17年6月20日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新宿区障害者施策推進協議会条例の規定は、平成17年4月18日から適用する。

附 則(平成23年6月17日条例第25号)

この条例は、平成23年7月23日から施行する。

附 則(平成23年10月13日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第6号)

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。